

令和3年度あいち農業高度化プランナー派遣事業 業務委託先募集要領

この要領は、愛知県（以下「県」という。）が実施する「令和3年度あいち農業高度化プランナー派遣事業」に係る委託先を選定するにあたり、企画提案を広く募集するために必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

県内の農業従事者の高齢化が進む中、品目・産地によっては5年後、10年後の生産力の急激な低下が懸念される。こうした事態に歯止めをかけるため、各産地は品目ごとに「人」、「農地」、「生産技術」、「施設等」、「販路拡大」に関する課題と取組方策、目標をまとめた「産地戦略」を策定し、その実現に向けた生産力の強化に取り組んでいる。

産地の抱える課題について、農業以外の業界のノウハウや他県の事例を踏まえた視点での改善提案ができる「あいち農業高度化プランナー」（以下「プランナー」という。）を産地に派遣し、他業種の視点からの改善提案により産地戦略を高度化させる。各産地はプランナーのアドバイスにより産地戦略を高度化させ、課題解決への取組を加速させる。産地の取組結果は課題解決に関するモデルとして、県内各産地に水平展開を図る。

2 委託業務の内容

- (1) マッチング会議の実施
- (2) 年間派遣計画の作成
- (3) 産地へのプランナー派遣
- (4) 実施経過報告書の提出
- (5) 成果発表資料の提出

3 委託業務の詳細

別添「令和3年度あいち農業高度化プランナー派遣事業業務仕様書」のとおり

4 応募資格

応募資格者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「令和2・3年度入札参加資格者名簿」登載者のうち、業務（大分類）「3 役務の提供等」のうち営業種目（中分類）「16 その他の業務委託等」に登録（現在申請中であり、契約締結時に登録が見込まれる者を含む）されていること。
- (3) 企画提案書の受付期間において、県から入札参加資格（指名）停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、

- 再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (6) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
 - (7) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

5 募集期間

令和 3 年 4 月 1 9 日（月）から令和 3 年 5 月 1 3 日（木）午後 5 時まで（必着）

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
5, 2 7 8, 9 3 6 円以内（消費税及び地方消費税込み）
- (3) 契約保証金
愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。
ただし、規則第 129 条の 3 各号のいずれかに該当する場合は全額又は一部を免除する。
- (4) 契約期間
契約締結日から令和 4 年 3 月 1 1 日（金）までとする。
- (5) 委託費の支払条件
精算払いとする。
- (6) その他
企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。
なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

7 応募方法等

- (1) 企画提案書等の提出
 - ア 提出書類
 - (ア) 企画提案書（別紙様式 1）
※詳細は別紙（様式任意）に記載
 - (イ) 経費見積書
※「愛知県知事」宛てとしたもの
 - (ウ) 応募者の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）
 - (エ) 定款、寄付行為、規約等
 - (オ) 直近 3 か年の決算報告書
法人設立直後で決算を迎えていない場合、企画提案書（別紙様式 1）の 5 その他に「法人設立直後で決算未到来」と記入すること。

(カ) 国税及び地方税について滞納がないことの証明書（直近のもの）

(キ) 過去に実施した類似業務の成果書

(ク) 社会的価値の実現に資する取組の申告書

「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書」（別紙様式2）に記載されている取組について、該当する取組がある場合、必要書類及び添付書類を企画提案書に添えて提出すること。

イ 提出部数

10部（正本1部、副本9部） ※副本は写しで可

ウ 提出期限

令和3年5月13日（木）午後5時（必着）

エ 提出方法

郵送若しくは持参

（持参する場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

(2) 応募に関する問い合わせ先及び提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県農業水産局農政部 園芸農産課 野菜・果樹グループ

電話 052-954-6418（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6932

メールアドレス engei@pref.aichi.lg.jp

(3) その他

ア 電話での質問には応じない。質問は、メールかファックスのみとする。

イ 企画提案書の提出は、1事業者1案とする。

ウ 応募資格を有さない者の提出資料、又は不備のある提出資料は受理しない。

エ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。

オ 提出後に応募を取り下げの場合は、速やかに連絡するとともに、文書で愛知県知事あて提出すること。

カ 提出期限後の問い合わせ、提出書類の変更、差し替え又は再提出は原則として応じない。

キ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。

ク 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。

ケ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

コ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

(ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 募集要領に違反すると認められる場合

8 選定者数

1 者

9 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、別に設置する審査委員会において以下のとおり、プレゼンテーション審査を行う。

なお、プレゼンテーション審査の日時及び会場の詳細については、応募があった事業者に後日通知する。

ア 日時（予定）

令和3年5月20日（木） 午後

イ 会場（予定）

愛知県庁西庁舎 会議室

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

ウ 方法

提出された企画提案書のみを使用して、1者あたり20分間程度のプレゼンテーション及び質疑応答を行う。パソコン及びプロジェクター等の使用は不可とする。

審査は、非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

<事業評価項目>

ア 業務実施体制について

- ・業務の実施する体制
- ・業務の実効性
- ・新型コロナウイルス（COVID-19）感染症対策

イ 類似業務の実績について

ウ 企画提案内容について

- ・講師の充実度、調整力
- ・企画提案内容の独創性や適切性等
- ・4つの課題に即した提案力
- ・業務実現の可能性

エ 委託業務経費について

- ・経費項目や金額の妥当性

<社会的取組項目>

オ 社会的価値の実現に資する取組について

(3) 予備審査

企画提案書の応募件数が6件以上の場合は、審査委員会の審査に先立ち、提出された企画提案書について、以下により予備審査を行う。

なお、予備審査は非公開とする。

ア 予備審査は、企画提案書及び添付書類についての書面審査を行う。

- イ 審査基準については、審査委員会に準じて行う。
- ウ 応募のあった企画提案書について順位を付け、上位5件を審査会へ付議する。
- エ 予備審査の結果は、審査委員会での審査に影響を与えないものとする。
- オ 予備審査の結果は、すべての企画提案者に対し、電子メール等で通知する。

(4) 選定

審査委員会の審査結果を踏まえて、県が委託先を選定する。

(5) 通知

選定結果については、すべての応募者に対して郵送で通知する。

(6) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

10 スケジュール（予定）

令和3年5月13日（木）	企画提案書の提出期限
5月20日（木）	審査委員会による審査
5月下旬（予定）	委託先の決定、契約締結
令和4年3月11日（金）	実績報告書の提出期限
3月中下旬	完了検査、請求書の提出
3月下旬（予定）	委託料の支払い

11 その他

委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、随時、県と連絡調整を行うこと。